

立川市物品契約に係る電子による条件付き一般競争入札に準ずる競争見積合せ実施基準

第1 目的

この基準は、立川市（以下「市」という。）が発注する物品の購入において、競争見積合せのより一層の透明性及び競争性の向上を図るため、立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号。以下「契約事務規則」という。）第2条第2号に定める電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の一般競争入札により実施する競争見積合せ（以下「電子競争見積合せ」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象案件

- 1 電子競争見積合せの対象案件は、予定価格（単価契約の場合は、発注限度額。以下同じ。）800,000円以下のもので、次の表に掲げる種目によるものとする。ただし、性質、目的その他特別の事情により電子競争見積合せに適さないと認められる場合は、この限りでない。

文房具事務用品・図書、事務機器・情報処理用機器、学校教材・運動用品・楽器、じゅう器・家具、荒物雑貨、工業用ゴム製品、繊維・ゴム・皮革製品、室内装飾品等、家電・カメラ・ちゅう房機器等、自動車・自転車、燃料・ガス・油脂、車両・軌道用品、船舶・航空機、理化学機械器具、工作用機械器具、産業用機械器具類、通信用機械器具類、農業・建設用機械器具、医療用機械器具、医薬品・衛生材料・介護用品、コンクリート・セメント、鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品、電線・絶縁材料、標識・看板等、工業薬品・防疫剤、警察・消防・防災用品、造園資材、百貨店・総合商社、その他の物品、不用品買受、印刷、複写業務及びライフライン
--

- 2 前項本文の場合において、予定価格は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

第3 対象範囲

電子競争見積合せに参加することができる者の範囲は、原則として、立川市内に本店を有する者とする。ただし、電子競争見積合せの参加可能者数などの

状況により必要があると認めたときは、その範囲を変更することができる。

第4 参加資格

電子競争見積合せに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次の各号に掲げる要件を有するものとする。

- (1) 市の入札参加資格を有する者で、第2の対象案件と同種の営業種目に登録をしているもの
- (2) 立川市競争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定。以下「参加停止基準」という。）の規定に基づく参加停止を受けていない者
- (3) 法人都道府県民税及び法人市区町村民税を期限までに納付しているもの
- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業共同組合にあっては、その構成員が同一案件に参加していない者
- (5) 相互に資本関係又は人的関係のある者が、同一案件に同時に参加していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更正手続の適用を受けている者にあっては、同法に基づく裁判所からの更正計画認可の決定がされたもの
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を受けている者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされたもの
- (8) 前各号に掲げる者のほか、対象案件ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしているもの

第5 案件公表

電子競争見積合せに付する案件の公表（以下「案件公表」という。）については、市のホームページ及び電子調達サービスに掲載するものとする。この場合において、予定価格については、事前に公表するものとする。

第6 参加申請等

- 1 参加希望者は、案件公表において指定した日時までに、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を政策財務部契約課に提出するものとする。

- 2 一般競争入札参加資格確認申請書が到達したときは、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書受理書を速やかに発行し、地域要件その他の資格要件の基本項目について審査を行うとともに、申請期限後に一般競争入札参加資格確認結果通知書を参加希望者に発行するものとする。ただし、案件公表の際に示した条件等については、開札後改めて審査する。
- 3 前項の規定により一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者（以下「電子競争見積合せ参加者」という。）の名及びその数については、非公表とする。

第7 電子競争見積合せ参加の取消し

電子競争見積合せ参加者が開札までに次の各号の一に該当することとなったときは、当該電子競争見積合せの参加を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 参加停止基準の規定による参加停止を受けたとき。

第8 仕様書の入手等

- 1 電子競争見積合せ参加者は、案件公表において指定した方法により、仕様書を入手するものとする。
- 2 電子競争見積合せ参加者は、仕様書に疑義が生じたときは、案件公表において指定した方法により質問することができる。

第9 見積書の提出等

- 1 電子競争見積合せ参加者は、立川市契約事務規則第12条の規定にかかわらず、見積価格及びくじ番号を登録したもの（以下「見積書」という。）を、電子調達サービスにより、あらかじめ案件公表において指定した日時までに政策財務部契約課に到達するよう提出するものとする。
- 2 見積書を受理したときは、電子競争見積合せ参加者に電子調達サービスによる見積書受理書を発行するものとする。
- 3 到達した見積書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- 4 電子競争見積合せの辞退は、見積書の到達後においても、開札までの間は認めるものとする。

第 1 0 電子競争見積合せの開札等

- 1 開札は、電子調達サービスにより行うものとし、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積価格の見積書を提出した者を落札予定者として決定する。
- 2 落札予定者となるべく同価の見積価格の見積書を提出した者が 2 人以上あるときは、当該電子競争見積合せ参加者があらかじめ登録したくじ番号に基づき、電子調達サービスにおいてくじ引きにより落札予定者を決定するものとする。
- 3 削除
- 4 開札を行ったときは、電子調達サービスにより、有効の電子競争見積合せ参加者に保留通知書を発行し、無効の電子競争見積合せ参加者に無効通知書を発行するものとする。

第 1 1 資格審査

- 1 開札の結果、落札予定者を決定したときは、速やかにその者の資格の有無を審査し、必要に応じて審査に必要な書類の提出を求めることができる。
- 2 審査の結果、当該落札予定者に資格がないと認めたときは、次順位の者を、また、その者にも資格がないと認めたときは、第 3 位の者までを落札予定者とすることができる。

第 1 2 落札者の決定

- 1 第 11 の資格審査の結果、その者に資格があると認めたときは、製品等の確認をした後、その者を落札者として決定する。
- 2 落札者には、電子調達サービスにより落札決定通知書を発行するものとする。

第 1 3 契約書等の作成

第 12 第 2 項の規定により落札決定通知書の発行を受けた落札者は、契約金額が 500,000 円を超える場合は契約書を、500,000 円以下の場合は請書を作成して、提出するものとする。

第 1 4 電子競争見積合せの中止等

- 1 電子競争見積合せを公正に執行することができないと認められる場合、又は不正行為の疑いがある場合は、当該電子競争見積合せを延期し、又は取りやめるものとする。

2 削除

- 3 第1項に規定するもののほか、特別な事情により電子競争見積合せを執行することが困難と認められる場合は、当該電子競争見積合せを中止することができる。

第15 異議申立て

電子競争見積合せ参加者は、電子競争見積合せの終了後、仕様書について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第16 その他

電子調達サービスにより発行される一般競争入札参加資格確認申請書、一般競争入札参加資格確認申請書受理書、一般競争入札参加資格確認結果通知書、入札書及び入札書受理書は、それぞれ競争見積合せ参加資格確認申請書、競争見積合せ参加資格確認申請書受理書、競争見積合せ参加資格確認結果通知書、見積書及び見積書受理書として取り扱うものとする。

附 則

令和4年4月1日から令和7年3月31日までに公表する電子競争見積合せについては、第14第2項の規定にかかわらず、電子競争見積合せ参加者が1人であっても電子競争見積合せを中止しないものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和５年１２月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

- １ この基準は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- ２ この基準による改正後の立川市物品契約に係る電子による条件付き一般競争入札に準ずる競争見積合せ実施基準第１４の規定は、施行日以後に公告するものから適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。